

千葉県県土整備部難工事表彰要綱

(目的)

第1 この要綱は、千葉県県土整備部が発注した工事（以下、「発注工事」という。）のうち、維持修繕や交通量が多く交通規制を伴うなど社会条件やマネジメント特性の厳しい工事（以下「難工事」という。）において、施工が良好で他の模範とするに足るものを表彰することにより、県内建設企業の技術力や技術者の育成・意欲の向上を図り、良質な社会資本整備の推進と建設技術の向上に資することを目的として、必要な事項を定める。

(指定の対象とする工事の範囲)

第2 この要綱において「難工事」とは、当初設計金額が500万円以上の工事のうち、次の各号のいずれかに該当する工事とする。

- (1) 現場条件に応じた対応が必要な工事
- (2) 作業条件・工程等に制約を受け手間のかかる工事
- (3) 関係機関との調整などマネジメントに配慮する工事
- (4) その他の制約条件により施工に手間がかかる工事

(指定方法)

第3 難工事の指定は、特記仕様書及び入札公告等において「本工事は、難工事として指定した工事である。」と明示すること。

(表彰審査対象)

第4 表彰審査対象となる発注工事は、第3により難工事として指定された工事のうち、次の各号に定める要件の全てに該当するものとする。

- (1) 最終請負金額が500万円以上の工事であること。
- (2) 原則として県内業者が受注した工事であること。
- (3) 表彰年度の前年度に完成した工事であること。
- (4) 契約工期内に完成した工事であること。

(5) 同一年度に同種工事の優良建設工事表彰を受彰した企業が施工した
工事でないこと。

(6) 工事成績評定点が75点以上の工事であること。

(7) 工事の受注業者において、表彰する年度の前年度以降に、建設業法の
監督処分及び千葉県建設工事請負者等指名停止措置要領に定める指名
停止等、建設業者として好ましくない行為がないこと。

(被表彰工事の選定)

第5 被表彰工事は、県土整備部の各発注機関が第4に該当する工事の中
から難工事推薦書(別記第1号様式)により推薦し、別に定める千葉県
県土整備部建設工事表彰選定委員会(以下「委員会」という。)が厳正に
審査し、選定するものとする。

(被表彰工事の数)

第6 被表彰工事は、40件以内とする。

(被表彰工事の決定)

第7 被表彰工事は、委員会の報告を受けて県土整備部長が決定する。

(表彰の方法)

第8 表彰は、県土整備部長名により、表彰状を授与して行う。

(表彰の期日)

第9 表彰日は、毎年度県土整備部長が決定する。

(その他)

第10 本表彰要綱に定めるもののほか、必要が生じた事項については
委員会を開催し、決定するものとする。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別記第1号様式 (その1)

		第 年 月 日
様		長
○年度完成 難工事推薦書		
路線河海名等		
工 事 名		
工事箇所		
工事概要		
請負金額	円	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	
完成年月日	年 月 日	
請負人 住所・連絡先	〒 ー 電話 ()	
(ふりがな)		
請負人氏名		
(ふりがな) 請負人代表者職・氏名		(ふりがな) 監理(主任) 技術者
工事成績評定点	点	

別記第1号様式 (その2)

難工事 授賞経歴	(完成年度)		(工事名)	
	1.	年度完成		工事
	2.	年度完成		工事
	3.	年度完成		工事
発注機関		主務課		
工種		ランク		
<p>【その他特記事項】</p> <p>○難工事の対象条件を記載。</p> <p>○推薦理由を記載。</p>				
<p>1. 法人の場合は、商号、代表者名を記載。</p> <p>2. 推薦書の添付資料</p> <p>1) 工事完成写真</p> <p>2) 工事箇所図</p> <p>(電子データの場合は極力画質の高いもの)</p> <p>※報告に当たっては、次の事項に十分留意すること。</p> <p>① ○○年度以降において、建設業法の監督処分及び千葉県建設工事請負者等指名停止措置要領に定める指名停止等、建設業者として好ましくない行為があった場合には原則として対象としないこと。</p> <p>なお、報告後に指名停止等の処分を受けた場合についても、表彰対象外とする。</p> <p>② 原則として毎年度の表彰を妨げない。</p>				